

令和3年6月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和3年6月15日（火） 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和3年6月15日（火） 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	4番議員	平川 勇
5番議員	川岸 和花子	6番議員	岡戸 章夫
7番議員	加藤 久幸	8番議員	中根 信一郎
9番議員	吉筋 恵治	10番議員	中根 幸男
11番議員	西田 彰	12番議員	亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	比奈地 敏彦	総務課長	村松 成弘
企画財政課長	佐藤 嘉彦	税務課長	富田 正治
住民生活課長	鈴木 知寿	保健福祉課長	平田 章浩

産業課長	長野 了	建設課長	中村 安宏
定住推進課長	森下 友幸	上下水道課長	岡本 教夫
学校教育課長	塩澤 由記弥	社会教育課長	松浦 博

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花嶋 亘 議会書記 汐澤久美子

10 会議に付した事件

議案第43号 森町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

議案第44号 森町手数料条例の一部を改正する条例について

議案第45号 森町税条例等の一部を改正する条例について

議案第46号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第47号 森町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第48号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第49号 森町ホームヘルパー派遣手数料徴収条例を廃止する条例について

議案第50号 令和3年度森町一般会計補正予算（第3号）

議案第51号 令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第52号 令和3年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

————— 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

< 議事の経過 >

議長 | (中根 幸男 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、
| これから本日の会議を開きます。
| 発言の際には、マスクを着用して、着席のまま発言してください。
| また、発言するとき、発言が終了したときにマイクボタンを押す

ようにお願いします。

それでは、日程に入ります。

日程第1、議案第43号「森町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第2、議案第44号「森町手数料条例の一部を改正する条例について」議案2件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

(西田 彰 君) 議案第43号について一点。大きなあれではありませんが、お聞きします。個人情報の保護に関する条例に関して、第38条の2において、総務大臣というところが今回は内閣総理大臣と変わっています。この改正に関しては、デジタル社会の形成を図るための関係法令の法律の整備に関する法律というものが、令和3年第37号で出ています。この文面を見ても、どこにも内閣総理大臣というのは出てこないわけですけども、ここに内閣総理大臣と謳うのは、どのようなことで謳うのでしょうか。

議 長

(中根 幸男 君) 村松総務課長。

総務課長

(村松 成弘 君) 総務課長です。ただいまの西田議員のご質問にお答えをいたします。この条例の改正につきましては、デジタル庁の設置法第4条第2項第4号の規定により、情報提供ネットワークシステムの所管がデジタル長に変更になる。デジタル長の責任者につきましては、内閣総理大臣に変わるということですので、このところが総務大臣から内閣総理大臣に変更になるものでございます。以上です。

議 長

(中根 幸男 君) 12番、亀澤進君。

12番議員

(亀澤 進 君) 議案第44号の、「森町手数料条例の一部を改正する条例について」です。こちらが地方公共団体情報システム機構が発行主体になるということで、そちらから徴収事務を市区町村に委託することができる。森町も委託契約に基づき、町が徴収した再交付手数料についてはいただくということになると思うので

すが、この部分で今までもそうだと思うのですが、受託した場合のこの手数料というのは、町の方に入るのでしょうか。徴収業務を受けたことによって、その手数料というものが町に入るのか。

それと、個人番号カードの再交付、こちらの今までの800円というのが条例から削れるのですが、電子証明書の発行手数料は200円というものが多分あると思います。そちらの部分については、条例には元々なかったのか。今後についても、200円についてはどうなっていくのか。説明をお願いします。

議 長
住民生活
課 長

(中根 幸男 君) 鈴木住民生活課長。
(鈴木 知寿 君) ただいまの亀澤議員からのご質問にお答えをいたします。一点目の、受託した手数料の関係が町に入るのかというところでございます。そちらにつきましては、今までは町の一般会計の中の歳入という形で入っておりましたけれども、今回はJ-L I Sとの委託契約ということで予定されております。その中には、国の方から町の歳入歳出外現金という形で徴収をするというような形の方針が出ております。従いまして、歳入歳出外現金につきましては、預り金というような企業会計の概念もありますので、そこで一度歳入をいたしまして、年度末等J-L I Sからの通知によりまして、その金額をJ-L I Sにお返しするというような形になります。従いまして、一時的に町の歳入にはなるのですが、トータル的に見ますとならないというような形でございます。

それから、二点目の公的個人認証の手数料のところでございます。200円ということでこちらにつきましては、現行どおりということですので。今回の改正という形になりまして、800円がJ-L I Sで徴収をするもの。それから200円につきましても、従来どおりという形で、電子証明書の発行の手数料が200円ありますので、合計で1,000円という形になります。こちらにつきましても、今現在200円というところはJ-L I Sと委託契約を結んでおりますけれども、800円につきましても契約を結んで徴収をしていくという形になります。以上です。

議長 (中根 幸男 君) 12番、亀澤進君。
12番議員 (亀澤 進 君) この J-L I S から受託するにあたって、そのまま800円を J-L I S に渡すということで、町には手間賃といえますか、そういった手数料は入らないということによろしいでしょうか。

それと、電子証明書の手数料200円ですが、これは手数料条例には元々200円については載せてなかったと、町の手数料条例には入っていないということによろしいのでしょうか。今まで200円が条例にない中で、どういう形で徴収していたのか。その辺りを、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

議長 (中根 幸男 君) 鈴木住民生活課長。
住民生活 (鈴木 知寿 君) 再度の亀澤議員からのご質問にお答えをいたします。一点目の、町として手間賃が入らないかというご質問でございますけれども、こちらにつきましては徴収という形だけでございますので、特にその部分が入ってこないという形でございます。

それから二点目の J-L I S との徴収事務の関係でございますけれども、こちらにつきましては J-L I S との手数料徴収事務という委託契約で結んでおりますので、その中で徴収をしているという形でございます。従いまして、町の手数料条例等には現在その規定がないという形になっております。以上です。

議長 (中根 幸男 君) 鈴木住民生活課長。
住民生活 (鈴木 知寿 君) すみません、再度のご質問で補足という形でお答えをいたします。 J-L I S の関係につきましては、 J-L I S からマイナンバーカードの発行の事務ということで、事務費等につきましては、歳入としていただいているという形でございます。以上です。

議長 (中根 幸男 君) 12番、亀澤進君。
12番議員 (亀澤 進 君) この電子証明手数料の200円の部分が手数料条例には入っていないのかと、そういった質問をしたいのですが。これまでは800円、カード発行の手数料が手数料条例に入っていた

ということで、電子証明書200円というのはなかったのかと。そういった質問なのですが。条例には元々ないということによろしいのでしょうか。

議 長
住民生活
課 長

(中根 幸男 君) 鈴木住民生活課長。
(鈴木 知寿 君) ただいまのご質問にお答えをいたします。
従来は、1,000円という形で徴収をしておりました800円が、森町の手数料条例に基づいて再交付手数料を徴収していた。それから200円の電子証明書の発行手数料、こちらにつきましてはJ-LISとの手数料徴収事務の中で委託契約というものを結んで、その中で徴収をしていた。そちらが歳入歳出外現金に入っていたという形になります。ですから、800円と200円が一般会計と歳入歳出外に入っていたという形です。そちらが今回の改正によりまして、800円200円共に歳入歳出外現金に納入をされるという形になりますので、町の手数料条例からは今まで200円の部分は入っておりませんでした。そして、今回につきましても800円の部分を削除するという形になります。以上です。

議 長
11番議員

(中根 幸男 君) 11番、西田彰君。
(西田 彰 君) 関連して、この歳入歳出外現金というのは、管理者はどなたが管理をされているのでしょうか。また、J-LISへの支払いというのが、先ほど答弁の中に年末あたりに払い込むというようなことを言いましたけども、その間の管理というのがどのようにされていくのか。そこを教えてください。

議 長
副 町 長

(中根 幸男 君) 副町長、村松弘君。
(村松 弘 君) 西田議員のご質問にお答えします。歳計外現金につきましては、会計管理者が管理をしております。今回のこのカードの再交付の手数料も歳計外ということで、今ご説明させていただきました。それ以外の歳計外と言いますと、例えば、職員の給料から天引きされる所得税・町県民税、そういったものも歳計外ということで、一度歳計外のところに収納して、そこから関係の団体なりに支払うということです。歳計外については、一般会計の予

算には乗ってこない金額ということで、それは会計管理者が管理を
します。毎月我々にも報告があり、それがいつ入っていつ支払いし
たのかということで、性格的には同額が入って同額が支出できる
というような会計の処理をしております。以上です。

議 長

(中根 幸男 君) 鈴木住民生活課長。

住民生活

課 長

(鈴木 知寿 君) 先ほどの二点目ですけれども、J-LIS
からのというところでございます。こちらにつきましては、実績と
いう形で、何件とJ-LISに報告をします。それに基づいてJ-
LISから請求が来て、その部分の金額をお支払いをするという形
になります。以上です。

議 長

(中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根 幸男 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第3、議案第45号「森町税条例等の一部を改正する条例につ
いて」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、加藤久幸君。

7番議員

(加藤 久幸 君) この条例の改正は、主に三点ほどあるとお
聞きしました。その中の、国外移住親族の扶養控除の取扱いという
ものを見直されたということと、30歳以上70歳未満の国外居住親族
に対して38万円以上の送金が確認できるもの等を除き、原則として
扶養控除の適用対象者から除外すると。これが一点目の改正かと思
います。この国外居住親族の扶養控除、ここのことをもう少し細か
くお願いできればと思います。

それと、二点目の公益法人等の特定公益増進法人という言葉があ
りますが、これは教育又は科学の信仰、文化の向上、社会福祉への
貢献、その他の公益の増進に著しく寄与する法人ということですが、
この特定公益増進法人についての説明をお願いしたいと思います。

議 長

(中根 幸男 君) 富田税務課長。

税務課長 (富田正治 君) 税務課長です。ただいまの加藤議員のご質問にお答えします。まず一点目の、国外居住者に関する詳細な説明をということです。こちらは、扶養親族のうち16歳未満の者と控除対象扶養親族の数を判定の基礎としております。このうちの控除対象扶養親族とは、扶養親族のうち国外に居住する16歳以上の者及び国内に居住していない16歳以上30歳未満の者及び70歳以上の者並びに30歳以上70歳未満の者で、38万円以上の支払いをその者から受けている場合に限るという形で、控除対象扶養親族という形で定められたものであります。30歳から70歳までにつきましては、国外においても収益があるということも想定されます。そこで、実際に収益をあげていないと、こちらからある程度の援助をしている、扶養しているということを明確に証明する必要があるということで、国外の方についてはこの規定を定めたものでございます。

二点目の、こちらの公益の増進に著しく寄与する法人の範囲というものでございますが、こちらにつきましては詳細でいきますと、独立行政法人、地方独立行政法人、自動車安全運転センター等公益社団法人及び公益財団法人、私立学校、社会福祉法人及び更生保護法人等の特定公益法人ということになっております。以上です。

議長 (中根幸男 君) 7番、加藤久幸君。

7番議員 (加藤久幸 君) 確認でございますが、最初のところの30歳以上70歳未満の国外居住親族に対して、38万円以上の送金を確認できるものを除く。これが適用対象者から除外すると。こういうことでよろしいですか。

議長 (中根幸男 君) 富田税務課長。

税務課長 (富田正治 君) ただいまのところ結構だと思います。ただし、海外に留学されている場合、そういう場合等も扶養になることもございます。そういうことも、それ以外でも若干の見るところはあるということで、ご了解いただけたらと思います。以上です。

議長 (中根幸男 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根幸男 君) 「質疑なし」と認めます。

日程第4、議案第46号「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」及び日程第5、議案第47号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」議案2件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、吉筋恵治君。

9番議員 (吉筋恵治 君) お伺いします。この議案46・47号は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った方に、国民健康保険税並びに介護保険料の減免を一年延長する条例改正であります。大変良いことだと思います。そこでひとつお聞きしたいのは、この国民健康保険税、それから介護保険料のそれぞれで、令和2年度対象者は森町は何人ほどいらっしゃるのか教えてください。

議 長 (中根幸男 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課 長 (平田章浩 君) 保健福祉課長です。吉筋議員の質問の、介護保険料の減免についてでございますけども、令和2年度につきましては9世帯14人が減免をしてございます。以上です。

議 長 (中根幸男 君) 富田税務課長。

税務課長 (富田正治 君) 税務課長です。ただいまのコロナウイルスに関する質問ですが、国民健康保険税としましては21世帯、総額で364万6,900円の減免を行ったところでございます。以上です。

議 長 (中根幸男 君) 9番、吉筋恵治君。

9番議員 (吉筋恵治 君) それぞれ数字で分かりました。確認ですが、相互にかかっておられる方もいらっしゃると思うのですが、いれば相互での人数も、もし分かれば教えてください。

議 長 (中根幸男 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課 長 (平田章浩 君) 吉筋議員の再質問にお答えします。国民健康保険税と介護保険料双方に減免を受けた世帯ですけども、8世帯でございます。以上です。

議 長 (中根幸男 君) 3番、佐藤明孝君。

3番議員 (佐藤明孝君)引き続き、今の案件でございますが、支援の対象と認定に至る裏付け的なものは何でしょうか。

それと、減免実施並びに保険料の免除という形で二色ございますが、ここら辺のことも併せてご回答願いたいと思います。

議長 (中根幸男君)平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田章浩君)減免になる場合がございますけども、新型コロナウイルス感染症により世帯主が死亡又は重篤な傷病を負った場合。もう一点が、新型コロナウイルス感染症の影響による世帯主の事業収益、不動産収益、山林収益又は給与収入の減少によるものでございます。

世帯主の死亡又は重篤な傷病を負った場合がございますけども、減免申請書、それから添付書類といたしましては、世帯主の死亡診断書の写しや、保健所から交付される措置入院勧告等の写しが必要でございます。

収入が減った場合がございますけども、これにつきましても減免の申請書、それから収入申告書、本人の同意書、源泉徴収票、確定申告書などの世帯主の令和2年の収益及び所得が分かる書類、世帯主の令和3年の申告日前日までの収入が分かる書類の写しなどの提出をいただきます。それを確認して、こちらで判断をするということでございます。以上です。

議長 (中根幸男君)他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君)「質疑なし」と認めます。

日程第6、議案第48号「森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員 (川岸和花子君)川岸です。森町においてですけど、このよ

うな居宅訪問型保育事業というのはされているのか、という質問です。今、いろいろな働き方があって、いろんなご家庭がある多様性の中での条改正だと思っておりますけれども、森町ではあるのかどうかという質問です。

議 長 (中根幸男 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課 長 (平田章浩 君) 保健福祉課長です。川岸議員のただいまの質問にお答えします。町内に居宅訪問型の保育施設はあるのかという質問でございますけれども、町内においてこの居宅訪問型の訪問事業をしているところはございません。以上です。

議 長 (中根幸男 君) 他に質疑はありませんか。

9 番、吉筋恵治君。

9 番議員 (吉筋恵治 君) 配布していただきました資料の、一番最後から1枚めくったところ、2ページの一番上の第37条の4のところに、母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間、深夜の勤務に従事する場合において、保護者の疾病、疲労その他身体上、精神上、諸々書いてあって、居宅型保育の必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育ができるということですが、森町にこのような事例というのはありますか。あれば何件ありますか。

議 長 (中根幸男 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課 長 (平田章浩 君) 保健福祉課長です。吉筋議員のただいまの質問にお答えさせていただきます。条例の第37条の居宅訪問型保育事業の4号のところの質問でございます。現在において、こういった家庭があるということは、承知をしてございません。以上です。

議 長 (中根幸男 君) 11番、西田彰君。

11番議員 (西田 彰 君) 担当課としては、こういった事業所というものがこの森町に必要であるかどうかというようなことは考えておられますか。

議 長 (中根幸男 君) 西田議員に申し上げます。議題から少し外れた質疑ですので、また別の機会に確認をお願いしたいと思います。他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根幸男君) 「質疑なし」と認めます。

日程第7、議案第49号「森町ホームヘルパー派遣手数料徴収条例を廃止する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

(西田彰君) 説明では利用実績が無いということと、それに代わるものが充足されているということでしたが、全く過去にも利用はなかったのか。また、それに代わる充足したものというのは、どのようなものなのか。説明をお願いします。

議 長

(中根幸男君) 平田保健福祉課長。

保健福祉

(平田章浩君) 保健福祉課長です。ただいまの西田議員の質問にお答えをさせていただきます。一点目の利用実績につきましては、平成17年の実績が最後でございます。それ以降、こちらの利用はございません。

課 長

それから他の制度が充足をしたということであるが、具体的にどんなものが充足をしているかという質問でございます。まず、高齢者に対するものにつきましては、平成12年に介護保険がスタートしました。その後に、平成18年に地域包括支援センターの設置が義務付けられ、森町においても保健福祉課内に地域包括支援センターを設置をさせていただいております。それ以降、平成27年に介護予防日常生活支援総合事業というものが森町で開始されております。その中で、高齢者に対するホームヘルプサービスというものは充足をしてきており、高齢者についてはこの介護保険法の事業でもって対象となるものですから、こちらの条例は廃止をしていきたいと。

それから、障害に関するものでございますけども、平成17年に支援費制度が開始され、平成18年から障害者の自立支援法が施行され、平成25年から障害者総合支援法の施行というものがあります。障害者に対するサービスについてもこういった形で充足をしてきている

ということで、高齢者及び障がい者を対象にしたこの森町ホームヘルパー派遣手数料徴収条例というものは、廃止をしていきたいというものでございます。以上です。

議長 (中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君) 「質疑なし」と認めます。

日程第8、議案第50号「令和3年度森町一般会計補正予算(第3号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、平川勇君。

4番議員 (平川勇君) 3款2項1目の企画総務費の件ですが、資料9・10ページ、黒石上のバス停、バスベイ整備工事とあります。バスベイ工事の具体的な意味と、どのような工事をするのかというものを具体的にご説明をお願いいたします。

議長 (中根幸男君) 佐藤企画財政課長。

企画財政課長 (佐藤嘉彦君) 企画財政課長です。ただいまの平川議員のご質問にお答えをいたします。まず、バスベイについてでございますが、バスベイというのは、通常バスの停車施設といわれているものでございます。これについての、若干経緯をご説明をさせていただかないといけないと思います。まず、学校の統合に伴いまして天方小の児童がバス通学となったと。それに伴いまして、黒石上のバス停を利用するのですが、提案理由でありましたとおり、バス停が横断歩道に近接していると。そして、見通しの悪い道路上にバスが停車しなければいけないということで、安全にバスが停まれるスペースを確保したいということで、バスベイを整備するということでございます。

そして、バスベイの整備の工事内容ということでございます。これにつきましては、バスベイ整備に伴いまして、いわゆる土工、掘削、残土処理、路床工、地盤を固めまして、その上で車道の舗装工、

公道の舗装工、歩車道の境界のブロック工、そういったものの整備が主な工事内容になっているところでございます。以上です。

議長 (中根幸男君) 4番、平川勇君。

4番議員 (平川勇君) 今のご説明にありましたけれども、上り下りがございますよね。北行き方面、森町行き方面。これはどちら側の整備をいわれているのでしょうか。

議長 (中根幸男君) 佐藤企画財政課長。

企画財政課長 (佐藤嘉彦君) 企画財政課長です。これにつきましては、下行き、南へ行く時のバスベいの整備ということでございます。以上です。

議長 (中根幸男君) 4番、平川勇君。

4番議員 (平川勇君) そうしますと、道路沿いにあります、今空地になっているようなところがございます。こちらの方、土地の買収からということになるのですか。

議長 (中根幸男君) 佐藤企画財政課長。

企画財政課長 (佐藤嘉彦君) 企画財政課長です。ただいまの平川議員の再度のご質問でございますが、こちらの土地につきましては県有地となっておりますので、県に対して占用等の許可申請、そういったものも合わせて、今回委託料ということで計上してございますので、県有地のところに町が整備をするという形になります。以上です。

議長 (中根幸男君) 他に質疑はありませんか。

7番、加藤久幸君。

7番議員 (加藤久幸君) 今のバスベいの関連になりますが、私も昨日現場を見に行ってきました。そうした中で、カーブがあって非常に危ないところだということで、子供たちのことを考えればいいことなのかなと思います。横断歩道のすぐ横にバス停があるということで、これは横断歩道が先に設置されたのか、バス停が設置されたのか。当然バス停を設置するには、道路交通法の規制の中で駐停車禁止場所への設置を制限しているというような、バス停設置のことがあります。横断歩道とバス停が非常に隣接、すぐ近くにあつて

危ないのかなと思います。

そして、あそこは旧道もありますよね、横に。旧道の方へ通したら、このバスベイの設置は要らないのかと思います。そこら辺を検討されたのかどうか。ちょっとそこら辺の見解をお聞きしたいと思います。

議長 (中根幸男君) 佐藤企画財政課長。

企画財政課長 (佐藤嘉彦君) 企画財政課長です。ただいまの加藤議員のご質問にお答えをいたします。旧道への運行ルートの変更を検討したかというご質問かと思えます。これにつきましては、実際我々も現地を見て、確認してございます。そして、実際に秋葉バスとも一緒に現地を確認し、秋葉バスの実際の車両を使って、旧道が運行ルートとして安全かどうかというところを実証しております。その結果、バス事業者からは上りと下りのいずれも県道との合流地点のところでカーブになってるものですから、双方とも車両が見えづらい、十分な安全確認が確保できないのではないかと。それから、旧道の幅員ですと、バス同士がやはりすれ違いが少し難しいということでした。そういった理由で、旧道のルート変更は困難ということで回答を得ているという状況でございます。以上です。

議長 (中根幸男君) 7番、加藤久幸君。

7番議員 (加藤久幸君) 確かにあそこは出るときに、ちょっとカーブになってて見辛いかと思います。検討したということで。あそこの横断歩道から何メートル手前くらいに、バスカットを作ってそこになるのか、横断歩道からどのくらい手前なのか。それをちょっとお聞きしたいと思います。あと先ほどの、これ分からないのかなと思うのですが、歩道が先なのかバス停が先なのか。その質問も分かればお願いしたいと思います。

議長 (中根幸男君) 佐藤企画財政課長。

企画財政課長 (佐藤嘉彦君) 企画財政課長です。加藤議員の再度のご質問にお答えいたします。まず、歩道が先かバス停が先かということですが、これにつきましては、いろいろと県とも情報共有しながら

確認をしてるところですが、そこは明確にどちらが先というところまでは、ちょっと断言できないというところが状況でございます。

それから、横断歩道からどれぐらい手前かということですが、横断歩道からできるだけ離して、という状況でございます。バスベイについては、横断歩道から約15メートルぐらい道路に沿って幅員を伸ばします。バスの長さが大体10メートル前後ということでございますので、これを整備することによって、横断歩道から5メートル前後ぐらいは距離も離れるのではないかと考えております。以上です。

議長 (中根 幸男 君) 7番、加藤久幸君。

7番議員 (加藤 久幸 君) 承知をしました。そしてまた、整備についての協議をするということですが、道路管理者は袋井土木になるのか。それと、バス事業者は秋葉バスサービスということだと思いません。あと、陸運支局とか警察との協議はしなくてよろしいのか。そこも教えていただきたいと思えます。

議長 (中根 幸男 君) 佐藤企画財政課長。

企画財政課長 (佐藤 嘉彦 君) 企画財政課長です。加藤議員の再度のご質問にお答えをいたします。まず、管理の関係ですが、こちらにつきましては県の袋井土木事務所が窓口となっておりますので、こちらと協議していくということになります。

バスについては、バス運行事業者は秋葉バスサービスでございますので、こちらとも一緒に検討していくと。

それから陸運の関係ですけれども、基本的にバス停の新規設置ということではございませんので、基本的には道路構造令に則ってこちらを整備していくということで足りると考えております。以上です。

議長 (中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

8番、中根信一郎君。

8番議員 (中根 信一郎 君) 説明書のページでいいますと、12ページ、一番下の0006子育て応援給付金、これ一人3万円ということで、子供の対象というのが0歳から何歳、とかということがあれば、教え

ていただきたいということと、今年度だけの給付事業になるのか、それとも今後も続くのか。

それと、次のページ14ページになりますが、一番上の0009新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業ということで、職員の手当ということであります。増員する職員の人数なり職種もあるかもしれませんが、それについてということ。

その下の0010の新型コロナウイルスワクチンの接種事業38,000千円ということで、これについては森町病院の負担金ということになるかと思えます。医師とか看護師、こういった方々の手当の関係かと思いましたが、新型コロナウイルスの接種自体を、今の現状の状態よりも多くやるための負担金と判断すればいいのか。その辺内容が分かれば教えていただきたいと思えます。

議 長
保健福祉
課 長

(中根 幸男 君) 平田保健福祉課長。

(平田 章浩 君) 保健福祉課長です。中根信一郎議員の質問にお答えをさせていただきます。11・12ページ、0006子育て応援給付金給付事業費の15,000千円でございますけども、対象児童を500人見込んでおりまして、500人掛ける3万円ということで、15,000千円の予算でございます。この事業につきましては、今年度限りの事業の実施を考えてございます。対象の子供さんの年齢でございますけども、18歳以下の子供、それから、障害児につきましては20歳未満というようなことでございます。給付にはそれ以外の条件もございません。

それから13・14ページ、0009新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の職員諸手当5,721千円でございます。こちらにつきましては現在予算を付けてございますけども、それが不足するというものでございます。具体的につきましては、平日事務をしております職員でございますけども、平日の事務費は予算の中で、事務費の補正予算につきましては100万円弱の予算を1号補正で付けさせていただきました。これにつきましては、4月勤務分が一月で30万円を超えておりますし、6月も30万円を超えてくるという中で、今後

を見越しまして300万円弱を補正させていただきたいと。

それから、接種日に協力をしていただいている職員でございますけども、当初想定したよりも多くの数の人間が必要になってくるということで、こちらにつきましても300万弱の不足を見込みまして、合わせて5,721千円ほどを計上させていただいてるというものでございます。

それから、0010の新型コロナウイルスワクチン接種事業の38,000千円につきましては、当初国からは一回接種当たり2,277円という単価が出ておりましたので、そちらの単価で計上をさせていただきました。その後、国から高齢者を7月末までに接種するにあたり、一回の接種単価の変更がございました。今回計上させていただけるものにつきましては、森町病院が実施する集団接種でございますけども、具体的には土曜日と日曜日に集団接種をするということで、そちらの単価が4,620円に金額が上がったものですから、その差し引き分を9月まで見込ませていただき、それが不足する38,000千円を計上させていただいてございます。以上です。

議 長 (中根幸男 君) 8番、中根信一郎君。

8番議員 (中根信一郎 君) 0010についてお伺いします。一回の単価が上がったということで、その差額分ということですが、集団接種を今後やっていくというようなお話がちょっとあったかなと思います。その辺というのはまだ表向きにはなっていないのかなとは思いますが、今後やはり効率といいますか、接種の人間を多く打っていくということの動きということで、捉えさせていただいていいのかわるか。それで、もし、今の現時点でははっきりとはしてないのかもしれないかもしれませんが、今よりも効率よく、多く人数をいつぐらいまでにどのぐらい打てそうというような、また、65歳以下の方にもいけそうだというようなことも、分かる範囲で結構ですのでお伺いをしたいと思います。

議 長 (中根幸男 君) 町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) ただいまの中根信一郎議員のご質問でござ

います。森町では高齢者からワクチン接種を始めていますが、最初から集団接種という方法で検討しており、また、そのように実施をしているところではあります。

今後につきましては、国でも当初言われていなかった7月末までの高齢者の接種完了を目指すということ。あるいは、先日の党首討論で菅総理から言及のあった11月末までに希望者全員の接種完了というようなことも言われておりますので、この接種については、県の動きも含めて、毎日毎日状況が変わるようなところでございます。ですので、現段階でどうということは、中々日々刻々と変わる中で申し上げにくいところではありますが、森町といたしましても、まずは希望される方に1日も早く、またスムーズに接種ができるように。そして、国や県からの要請に応じられるように。そのような体制を、今後もどのような体制で実証していけば良いか検討しながら進めてまいりたいと考えております。

また、ワクチン接種に関することについて、今回一般質問もいただいております。一般質問の答弁をさせていただく時には、またその時点でのご答弁をさせていただけるとお思いますので、ご容赦をいただきたいと思います。

議 長 (中根 幸 男 君) ここで、しばらく休憩をします。
(午前10時30分 ~ 午前10時39分 休憩)

議 長 (中根 幸 男 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
8番、中根信一郎君。

8番議員 (中根 信 一 郎 君) 先ほどの続きになりますが、一回の接種が2,277円から4,620円にということで、倍額以上の金額になったということです。それについては、人数といいますか、人件費的なもの、いろんなものがそれだけ多くかかるような体制でワクチン接種をしていくための増額なのか。それだけお伺いをします。

議 長 (中根 幸 男 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課 長 (平田 章 浩 君) こちらの単価につきましては、森町で設定した単価ではございません。国で決めた単価です。北海道から九州

まで、どこで接種をしても同じ単価になっておりますので、人員を増やすとかそういったことではなく、国が決めた単価で設定をさせていただいてるということです。以上です。

議長 (中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

3 番、佐藤明孝君。

3 番議員 (佐藤 明孝 君) 14ページにあります、0001山村振興事業費に関して質問いたします。対象が三倉・薄場地域ということで、お話を伺っております。これは、三倉・薄場地域が山村地域ということで対象になったのか。それとも、お茶の農業等、こういったものを振興・拡大するという意味合いにおいて、お茶の作業用の機械等を購入するための補助金ということであるならば、例えば一大産地であります一宮地区とか、小規模ながら草ヶ谷とか中川地区、こちらの方は対象にならないのか。この辺をお聞きしたいと思います。

議長 (中根 幸男 君) 長野産業課長。

産業課長 (長野 了 君) 産業課長です。説明書13・14ページ、山村振興事業費補助金交付金、山村振興地域茶業振興整備事業補助金に係るご質問でございます。この事業につきましては、まず目的といたしまして、平地と比べて農業の生産条件が不利な中山間地域の農業の振興を図るとともに、水源涵養や洪水の防止等、公益的機能の維持を図るため県で指定された地域で、農産物の生産、加工、販売などを行う施設の整備や販路の開拓、確立、推進に対し、県において中山間地域農業振興整備事業というものがございます。その対象となる事業について町も要綱を定めて、森町山村振興地域茶業振興整備事業という補助金を設けております。作目はお茶になりました。山村振興法がございすけども、対象地域としては振興山村地域に限って、県は全体事業費の3分の1を補助します。それに加えて、町が全体事業費の10パーセントの付け増しを行って、そういった事業を行う事業者。ここでは、三倉薄場茶業振興組合というものを3名の方が作りまして、その組合が行う乗用型摘採機及び乗用型茶の防除機についての購入に際し、補助するというところでござい

す。その事業費の合計が、乗用型摘採機が補助金として、1台の全体の事業費が966万でございますので、その3分の1の県費が322万、その事業に対する全体の10分の1が96万6千円。これを合わせまして、乗用摘採機については418万6千円。防除機に対しては、一台の購入につき事業費が542万円かかりますので、その3分の1であります県費180万6千円と、町の付け増し、10分の1に該当する54万2千円。合わせまして、234万8千円。これらを合わせた県費、県の補助金と町の付け増し分の補助金を合わせて、653万4千円を事業者に対し支援するというものでございます。ですので、先ほども少し申し上げましたけれども、町が付け増しを行う趣旨といたしましては、平地ではなく、農業の生産条件が不利な傾斜地である中山間地域の農業の振興を図るということでございます。森町における山村振興地域につきましては、旧天方村と旧三倉村が対象になっておりますので、そこで行う事業に対する支援になっているということでございます。以上です。

議長
2番議員

(中根 幸男 君) 2番、清水健一君。

(清水 健一 君) 清水でございます。まずは、私から三点ほどお伺いをしたいと思います。まずは、9・10ページになります。2款2項1目、戸籍住民基本台帳費についてということで、これは戸籍法の改正ということで、整備という理解をしました。ただ、システム改修の委託先っていうのは、今決まっているのかどうかっていうのがちょっと僕らは分かりませんが、このシステムの改修に伴いまして、町民がそれを利用することになると、利便性、メリットっていうのですかね。どういうものがあるか、お伺いをしたいと思います。

それから、二点目でございますけども、同じページの3款1項1目、社会福祉総務費について。これはコロナ禍が続く中で、高齢者のみならず多くの町民が自粛をしているというのは、森町のいいところだと思います。その中で、対面のコミュニケーションが取り辛いというのは、もうこれは高齢者にとっては、フレイルの予防が不

利になって動くのかなど。これは重大な課題だと、私も考えます。

ご説明を頂いた中で、インターネットを活用したコンテンツの制作と聞きました。例えば、この前ワクチンの接種の申し込みなんかでも、高齢者の方たちは大変苦労していると。そういう事実、現実がある中で、高齢者フレイル予防につながる具体的な運用方法というものは、どういうものでしょうかとお聞きしたいと思います。

あと三点目でございます。次のページ11・12ページ、3款1項4目、老人福祉費についてお伺いをしたいと思います。この事業補助というのは、全ての介護事業所についてが対象になるのでしょうか。それから、補助内容が非常用自家発電機の設備設置経費というように特化をされておりましたけども、この辺の理由もお聞かせ願いたいと思います。以上でございます。

議 長
住民生活
課 長

(中根 幸男 君) 鈴木住民生活課長。
(鈴木 知寿 君) 住民生活課長です。ただいまのご質問に対してお答えをいたします。9・10ページ、2款4項1目、戸籍住民基本台帳費の委託料のところの質問だと思います。まず、こちらにつきましては、システムの改修ということで住民基本台帳、戸籍システムと二つ掲載があります。まず、上の方につきましては、住民票の改正ということで、現在行っております住民基本台帳システムは、日立さんでお願いをしていますけれども、そちらに直接的に必要な機能の整備というものを追加させていただくというものでございます。こちらの町民に対する利便性、メリットというところでございますけれども、こちらにつきましては、国で昨今の社会デジタル化への対応という中で、国外に長期滞在する国民が増えてきています。マイナンバーカードというのは住民票を基礎とした制度でございます。国外に転出される時に住民票というのは消除されてしまいます。ですから、国外の転出者は利用できないという現状があるという中で、国外転出者につきましてもインターネット上で本人確認ができるというような形のものが、今すぐにはないのですけれども、令和5年あるいは令和6年度の中で、国で進めている

という中で、それに伴いましてシステムの改修を行うという形のものでございます。

それから、その下の戸籍システムの整備業務委託料というところでございます。町では現在戸籍システムにつきましては、リコージャパンという株式会社さんに、システムにつきましてお願いをしております。こちらにつきましても、国で戸籍の情報連携システムということで、そういったところを推進をしております。それに基づく改修という形でございます。住民へのメリットと利便性というところにつきましては、こちらも現在法務省で、令和5年までにシステム整備を目指しているというところでございます。町民に対する利便性といたしましては、行政の手続き、あるいは社会保障、そういった行政手続き等において、戸籍謄抄本、そういったものを添付することが省略できる。あるいは、現在は本籍地のみで戸籍謄抄本等を発行しておりますけれども、そこもシステムが連携されることによって、本籍地以外でも戸籍謄抄本を発行できるようになるというような利便性があり得ます。以上です。

議 長
保健福祉
課 長

(中 根 幸 男 君) 平田保健福祉課長。

(平 田 章 浩 君) 保健福祉課長です。清水議員の質問にお答えさせていただきます。まず、3款1項1目の、0009新型コロナウイルス感染症対策経費でございます。こちらの内容ですけれども、インターネットを活用したフレイル予防対策の事業でございます。多くの高齢者が同時に参加できるオンラインの介護予防教室の開催とか、個人で都合のいい時間に介護予防情報を取得できるように、介護予防のコンテンツを作成・配信する。また、高齢者がスマホであったりパソコンであったりというものを利用できるように、インターネットリテラシーを高める講座を開催するというような内容でございます。

それから、11・12ページ、3款1項4目、老人福祉費の0003介護保険事業費でございます。この補助金につきましては、地域介護福祉空間整備等施設整備事業費の補助金でございまして、これが町内

の全ての事業所が対象になるかという質問でございます。こちらにつきましては、介護事業所の中で町が指定許可しております事業所のうち、6事業所が対象になります。今回は、その6事業所の中から、手挙げをいただきました認知症グループホームの一事業所さん、それから小規模多機能ホームの一事業所さんということで、二つの事業所が手挙げをされておりますので、こちらの事業所に対して、補助金を支出するというところでございます。以上です。

議長 (中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員 (川岸和花子 君) 11・12ページ、3款2項1目、保健福祉課、子育て世帯生活支援特別給付金等の話です。今このコロナ禍で、女性がやっぱり大変な思いをしているという中で、県が主体になっていただいて、ひとり親家庭の給付が先に5月11日から始まっているということですが、これが5万円200人の予定。そして今回は、ひとり親以外の子育て世帯に5万円、町主体で300人を対象という子育て世帯生活支援特別給付金ということですが、このひとり親世帯の5月11日からの分がもう始まっているということは、もっと数をはっきりしているんじゃないかと思った点。

あと、最後の子育て応援給付金は3万円を500人とということですが、これはこのひとり親家庭の子供さんと、それ以外の子育て世帯さんの子供さんを合わせた500人ということでいいのかという点です。その給付が、もし、この補正予算が通ればいつ支給されるのか。やっぱり困っている方に早く届けたいという思いで、いつ給付されるのかという点を伺いたいと思います。

あと、もう一点は、全然違うのですが、15・16ページ、8款2項3目、建設課の、0004交通安全対策事業費(森・天宮地区)の保証金の町道改築工事補償費がマイナスとなって、町道改築工事と改築工事用地費というのが上がっている。この詳しい内容を教えてください。

議長 (中根 幸男 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉
課 長

(平田章浩 君) 保健福祉課長です。川岸議員の質問にお答えをさせていただきます。3款2項1目の関係で、0003子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)給付です。こちらにつきましては、300人を見込んでおります。事業主体が、森町ということとなっております。川岸議員の質問の中で、この給付金のひとり親世帯分についての質問もあったかと思えますけども、そちらの事業につきましては県が事業主体でやっておりますので、町の予算から給付するということはございません。

それと、対象者につきましては、ひとり親世帯について3つございます。まず一つ、令和3年4月分の児童扶養手当支給を受けている方で、申告が不要の方につきましては川岸議員おっしゃるとおり5月11日支給ということでございます。その他の2つの条件につきましては、令和4年2月末までの申請期間がありまして、本人が申請をするものでございますので、申請を受け付けて、その後県から給付金が支出をされるというようなことでございます。

それから、先ほど私から言いました、その他世帯分については、300人ほど想定をさせていただいてるというようなものでございます。これにつきましては、令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税であるものにつきましては、申請が不要となっております。それ以外の方については、申請に基づいて支出をするというものでございます。

この申請不要の方への給付ですけども、こちらの予算でシステム改修費と委託料というものが載っているかと思えますけども、システムの改修をした中で特定をして支出するというので、8月にはこの申請不要の方について給付ができるのではないかと考えております。申請が必要なものにつきましては、これも県と同様に、令和4年2月末までの申請期間がございますので、申請が出次第給付していくというようなスケジュールになっております。

0006の子育て応援給付金ですけども、こちらが対象者を今500名

と見込んでおります。これは、その他世帯分の300名。それから、ひとり親世帯分の200名。合わせて500名を見込んだものでございます。以上です。

議 長
建設課長

(中根 幸男 君) 中村建設課長。
(中村 安宏 君) 建設課長です。川岸議員のご質問です。説明書の15・16ページ、8款2項3目、0004の交通安全対策事業(森・天宮地区)のご質問でございます。保証金のマイナス7,350千円について。それから、公有財産購入費の5,450千円プラスの内容についてのご質問でございます。まず、保証金のマイナス7,350千円につきましては、当初は建物の保証2件、それから、立竹木等の保証が4件。合わせまして、45,460千円を予定しておりました。

当初は、比較的大きな建物1件も保証するという事で計画しておりましたけれども、中々規模的に大きな物件でありましたので、今年度移転までは中々難しいのではないかと判断をいたしました。その物件につきましては、今年度もう少ししっかり交渉を進めた中で準備を進めて、来年度円滑に移転していただけるようなことで計画を変更しました。それで金額は減るのですけれども、プラスで、比較的今年度は協力が得られやすそうな物件2件をプラスしました。今回補正後の計画といたしましては、建物が3件、立竹木の保証を五件としまして、総額で38,110千円の保証を予定しております。

それから、公有財産の購入費につきましては、5,450千円のプラスになりますけれども、当初は筆数にしまして、5筆533平方メートル、8,609千円の予算を計上していたわけでございますけれども、今回見込みを上回る交付金の内示を受けましたので、事業の進捗を図るということで、9筆832平方メートル、合わせまして14,059千円の事業費で、土地の買収を進めていきたいと考えております。以上です。

議 長
5番議員

(中根 幸男 君) 5番、川岸和花子君。
(川岸和花子 君) 保健福祉課の方ですけれども、令和4年2月末まで申請を受け付けるということ承知しました。県の事業も

町の事業も、令和4年2月末までということだと思っておりますけれども、2番目3番目の条件っていうのが明示できたらと思います。

議長 (中根幸男君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田章浩君) 保健福祉課長です。川岸議員の再質問にお答えをさせていただきます。対象者の2番目3番目につきましては、ひとり親世帯のものでありまして、この予算に乗っていないものがございます。うちの予算の、その他世帯分の給付につきましては、先ほど言った申請不要の1以外に、対象児童18年度末までの子、障害児については20歳未満の養育者であって、以下のいずれかに該当する者でございます。その以下のいずれかという者につきましては、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者。それから、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者というものでございます。以上です。

議長 (中根幸男君) 他に質疑はありますか。

6番、岡戸章夫君。

6番議員 (岡戸章夫君) 6番、岡戸です。3件ほどお伺いします。まずは、先ほど来もちょっと出たと思うのですがけれども、話戻ってもアレですけど、10ページの、黒石上のバス停の件です。これについては、大変良いことだと思いますし、むしろもっと早くやっておけばよかったなと思うぐらいの事業かと思います。それで、これの財源ですがけれども、一般財源で町が全部対応するという事です。これには県としては土地を提供してるし、秋葉バスさんとしても営業的にも中々厳しいところがある。残るはやっぱり町でやらなければということで、町が負担をしておることは理解できますけれども、そうは言っても、なるべく町の財源を使わなくてできればいいのかなと思うのです。検討する段階で、いろんな交通安全絡みの補助金とか、そういったものが割り当てられなかったのかっていうことを、確認のためお伺いいたします。それが一つ。

二つ目、同じく10ページのところで、保健福祉課さんのところで

の事業で、フレイルへの移行対策ということで動画コンテンツを作成されるということです。これに対して、まず、この諸備品の購入費が653千円ほどございますけれども、こういったものを諸備品として購入されるのか、お伺いします。

3つ目ですけれども、16ページです。建設課さんのところで、今回交通安全対策事業ということで、内示を上回る交付金をいただいたということで、事業費を追加して各事業の進捗を図るものということです。

時々、内示より沢山いただけることとかがあって、それは大変ありがたいことだなと思うのですが、内示のいただける形としてお伺いしたいのは、各計画ごとに提示していて、それに対して各計画ごとに内示というのが上乘せでいただいているのか。それとも、総額としてボーンと、中で内示より上回る金額をいただいて、それを建設課さんの中である程度割り振って、この事業はもっと進めようかと。そういったような流れはどうなっているのか。それを含めて、三点お伺いします。

議長 (中根幸男君) 佐藤企画財政課長。

企画財政課長 (佐藤嘉彦君) 企画財政課長です。岡戸議員の1番目のご質問にお答えをいたします。黒石上のバス停の関係の財源の話でございします。財源確保について補助制度等が無かったかどうかというところも確認したところでございますけれども、現状の中では有効な補助制度が見当たりませんでした。これにつきましては、スピード感に配慮しつつ対応する必要があるということで、今回一般財源で対応するというものでございます。以上です。

議長 (中根幸男君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田章浩君) 保健福祉課長です。岡戸議員の質問にお答えをさせていただきます。0009新型コロナウイルス感染症対策経費のうちの、諸備品購入費の653千円でございます。内容としましては、タブレットを2台、それから動画編集用パソコンを一式というものでございます。以上です。

議長
建設課長

(中根 幸男 君) 中村建設課長。

(中村 安宏 君) 建設課長です。岡戸議員のご質問にお答えします。15・16ページの、補助金の関係でございます。内示が各計画ごとに提示されるのか、それとも総額として町に割り当てられるのかというご質問でございます。これにつきましては、各計画ごとに国が割り振って町に提示するというような額になっております。

それから、補助金を要求するにあたっての流れでございますけれども、毎年6月頃に概算要望ということで、国から調査があります。その中で、町として取り組んでいる事業、例えば15・16ページにもありますけれども、0003の防災安全交付金の関係、それから交通安全対策事業の関係、道路メンテナンス事業の関係。もっと他にもいろいろメニューがありますけれども、町が取り組んでいる各事業について、どのくらい来年度は必要ですかという調査が6月にあります。その中で、町として来年度どのくらい必要かという割振りは、この時点でさせてもらいます。それを報告した後、11月頃になると思いますけれども、本要望という形で再度の調査が国から町に対してきます。そこでもう一度、来年度の町の事業、金額について精査をいたしまして、報告します。それで、要望のとおりにつくときばかりではありませんけれども、その要望内容を国が精査した中で、4月1日前後に内示をいただくというような流れになっております。以上です。

議長
6番議員

(中根 幸男 君) 6番、岡戸章夫君。

(岡戸 章夫 君) バス停の件と建設課さんの件については、了解いたしました。2つ目の動画配信のところについて、もう少し質問させていただきます。動画コンテンツの作成ということで、オンラインとか、考えられるのはユーチューブとか、そういったものの活用なのかなとは思いますが。この手の、と言うと失礼ですけども、こういったコンテンツというのは、中々見てもらう、実際に使ってもらってというのが非常に難しいといえますか、そこがやっぱり肝かなと思います。せっかく良いものを作っても、中々そ

れを見ていただけない、活用していただけないっていうことが。いろんな難しいところがあると思うのですけれども、そういった意味で、先ほどタブレットを2台購入するって言われたのですけども、これを配信する側が使うのか。例えば、それを受け取る側のところに持って行って、それをこういうの見てくださいっていうような使い方をされるのか。そこら辺の実際の運用、作られたコンテンツをどうやって皆さんにお届けするかというような、そこら辺をどう考えておられるのか。お伺いします。

議 長 (中根 幸男 君) 平田保健福祉課長。

保健福祉課 長 (平田 章浩 君) 保健福祉課長です。岡戸議員の再質問にお答えをさせていただきます。先ほど清水議員の質問でもございましたけども、こちらにつきましては、コンテンツを作成した中で高齢者の多くの方に見ていただきたいということがございますので、高齢者が参加できるオンラインの介護予防教室を開催していきたいと考えております。

それから、高齢者が、パソコンとかスマホとかタブレットを使っているということが結構高い確率であるのですけれども、中々きっかけが無くて取り組めないという調査もございますので、そういった方々向けに、インターネットのリテラシーを高めるような講座を開催し、高齢者にインターネットに触れるハードルを下げていきたいということで、そういった講座の開催をしていくというような計画をしております。その中で、タブレットにつきましては、高齢者のインターネットリテラシーを高める講座を開催するときにおいて、タブレットを持っていなかった方が参加したときに、その場でタブレットを貸し出すとか、現在、サロンや「居場所」を町内に開催されているところがいくつかございます。そのサロンや「居場所」の活動をするとき、このコンテンツを見ていただくということで、サロンや「居場所」へタブレットを貸し付けることも行っていきたいと考えております。以上です。

議 長 (中根 幸男 君) 6番、岡戸章夫君。

6 番議員

(岡 戸 章 夫 君) 内容的には了解しました。そういったタブレットの活用を促していくということで、そういったところは外部への委託じゃなくて、保健福祉課さんのスタッフさん、またはそういった中で推進していくのか。そこら辺をもう一つだけ教えていただきたいと思います。

我々も有志ですけれども、スマホ・タブレット教室というのを開催しております。家族にスマホ持てよ、タブレット持てよって持たされたものの、中々使い方が分からなくて結局電話しか使っていないとか。それで、やっぱり手に取るともっと使いたい、いろんな事をやってみたいという要望が非常に多いので、そういったスマホやタブレットを上手に使いこなす。今回のワクチンの接種もラインで予約が始まったので、そういった使い方に高齢者の方でも慣れてくれば、いろんな今後の行政サービスに繋がっていくと思いますので、是非それを積極的にやっていただきたいと思います。我々も有志ですけれども、協力できることがあれば協力いたします。そこら辺の進め方をどう考えておられるのか、お伺いします。

議 長
保健福祉
課 長

(中 根 幸 男 君) 平田保健福祉課長。

(平 田 章 浩 君) 保健福祉課長です。岡戸議員の再質問にお答えをさせていただきます。委託料の660千円につきましては、コンテンツの撮影とか、編集の支援とか、動画編集の仕上げというものを委託させていただく予定です。

それから、先ほど言いました教室につきましても、まだ当初で私たちが主催をして講座を開催していくということが難しいものですから、そういった講座の開設に向けても委託料の中に含んでございます。

それから、今後につきましては、高齢者であってもインターネットがすでに使える方もいるということがありますので、岡戸議員提案いただいた形のように、町内でインターネットを使っている方々の支援・サポートもいただきながら、高齢者のインターネットリテラシーを高める、インターネットを多くの方に使えるようになって

いただきたいと考えております。

具体的に、町民の方に今後支援をいただくということで今発言を
しましたけれども、具体的にどういう形で、インターネットを利用
されてる多くの町民の方に、高齢者のインターネット利用の普及に
協力していただけるかということについて、具体的にまだ、今検討
をしている段階です。今後いろいろな状況、それから情報を集めな
がら、具体的に町民から支援いただきながら、高齢者がインターネ
ットを使えるような状況を普及させていくというものにつきまして
は、もう少し検討をしていきたいと考えております。以上です。

議長 (中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員 (西田 彰 君) しつこいようですけども、10ページの一番
下段の、コロナウイルス感染症対策、フレイル予防。先ほども質問
がありましたけども。これって、コロナワクチンの予約に対しても
かなり混乱をして、予約ができないとか、何度もできないとか、電
話でも駄目だったと。そのための予約の仕方なんかを、役場へ来て
いただければご指導します、というようなことを言ったと。そうや
って出かけて来れる人は、フレイルになれるような人じゃないと思
うのです。やっぱり出れない人、そういう人たちをどうやって認知
症にしないとか、引きこもりにしない、というのが大事だと思うの
です。そこら辺をもう少し、行政側も出かけて行って対応するとか、
そういったことも考えるべきだと思います。人手が入りますので大
変だと思いますが、出かけてこれない、また、相談ができないとい
うような人たちをどういう風にするのか。それをまず質問させても
らいます。

それから、12ページの、地域介護福祉空間整備等施設整備事業。
これ二つの施設でこの金額でいくと、一箇所が780万近くの非常用
発電機ということになりますけども、相当規模の大きな発電機かな
と。それこそ大災害で停電になったら即発電するような、自動に発
電するような施設となるような感じがするんですけども、手を挙げ

ている施設そのものの2か所は、どの程度の規模の施設なんでしょう
うか。この設備は、どのようなものが設置されるのか。

それと、14ページの産業課の0003ですけども、名目は新型コロナウイルス感染症対策経費、修繕費となっております。町民の森、確かに自然の中で、また、コロナ感染症とは少し離れた、自然豊かなところだと思います。この380万かけてやるにすれば、もっとこのお金をコロナ対策にかけるほうがいいのではないかと思うわけです。町長の説明では、地域の魅力の磨き上げを目的と言っています。少しコロナ対策とは違うように思うのです。その辺、この植樹とい
いますけども、やっぱりキリがなくなってくるのではないかと思いますけども、他の使い道というのはできないのか。それをお伺い
いたします。

議 長
産業課長

(中根 幸男 君) 長野産業課長。

(長野 了 君) 産業課長です。説明書14ページ、林業費の
林業総務費、0003新型コロナウイルス感染症対策経費ということで
ございます。まず、詳細な内容につきまして、ご説明したいと思
います。大きく4項目の整備をしたいと考えております。

まず一つ目が、合併60周年で記念植樹したもみじの土壌改良とい
うことを予定しております。平成27年の植樹から5年経過して
おります。その成長にバラつきがございまして、それを改良する
ために土壌改良を行いたいと考えております。それが30か所を
予定しているところでございます。

2つ目が、管理道をさらに整備したいということで、その管理
道に落葉樹の新規植樹を整備したいと考えております。それこそ、
コロナ禍において町民の森を訪れる方が増えてきております。
実数は中々取れないわけですが、職員の中でも土日に行
ったり平日に行ったり、後は普通の管理の整備の際に行っている
わけですが、やはり人が増えてるということでございま
すので、さらに魅力ある施設としたいということで、落葉樹の
新規植樹を計画しているところでございます。

3つ目に、見晴らしの丘という場所がございますけれども、その安全柵の整備をしていきたいと考えております。

4つ目に、せせらぎと水生植物の世界の整備。この施設内にせせらぎと水生植物の世界という場所がございます。ここが土砂流入等で、少し荒れております。そして、せせらぎが今見当たらないということでございますので、そういった整備をいたしまして、沢水の流動の改善、水生植物の再生を図ってまいりたいと考えております。

ここで経費としまして、新型コロナウイルス感染症対策経費として整理させていただいておりますのは、国の交付金を活用してそういった整備をしていきたいということでございます。国の交付金が活用できる事例としても様々な事例がございます、その中にもこういったコロナの中でも、コロナ後を見据えてそういった整備をするということも対象として認められておりますので、コロナの対策として、コロナが感染している最中にまずやるいろいろな政策。そして、コロナ後を見据えた施策と。いろいろな手段を用いて町の活性化につなげたいということでございますので、経費の整理として、新型コロナウイルス感染症対策経費といった整理をさせていただいているところでございます。以上です。

議 長
保健福祉
課 長

(中根 幸男 君) 平田保健福祉課長。
(平田 章浩 君) 保健福祉課長です。西田議員の質問にお答えをさせていただきます。オンラインによるフレイル予防事業につきましては、3款1項1目、9・10ページですけれども、0009新型コロナウイルス感染症対策経費の事業でございます。新型コロナウイルスの感染症の感染拡大により、高齢者の外出がなかなか難しくなっている状況の中で、身体的な機能が少し落ちてきて、なおかつ精神的なものも少し鬱状態になっている方がコロナの影響で出てきているというような中で、フレイル予防としてそちらを解消をしていきたいということの、新型コロナウイルス感染症対策の事業でございますので、対象者としては、そういった方が対象になっていると

いった事業でございます。

それから、11・12ページの、3款1項4目、0003介護保険事業費の補助金の15,460千円です。手挙げをした事業所が二事業所ということでございます。国の補助金でございます、補助率が10分の10、一施設当たり773万円が上限ということで決まっておりますので、こちらの予算につきましては、上限いっぱい予算を計上させていただいてるというものでございます。この非常用の発電機につきましては、国では、大規模な災害が発生し、その際に停電が発生した場合ということで、発災後72時間以上の事業継続が可能になるような設備という条件があります。その条件を満たす災害非常用の発電機の設置というものでございます。以上です。

議長
11番議員

(中根 幸男 君) 11番、西田彰君。

(西田 彰 君) このフレイル予防の対象は、何人くらいを見込んでいるのでしょうか。また、実際外出が困難な人もこの中にはいると思いますけども、そういう人たちは何人くらいおられるのでしょうか。掴んでいる限りで良いです。

また、12ページの今言った発電機ですけども、おそらく灯油か何かを燃料にして使うような発電機だと思いますけども、実際こういうものという説明がなかったです。それと、2つの施設は小規模なのか、中規模なのか、大規模な施設なのか。それも教えてください。

それから、産業課です。もみじの土壌改良とか管理道、見晴らしの丘ということですけども、やっぱり今やるべきことは、実際、他の課の保健福祉課でも教育課でもそうですけども、本当にコロナを収束させるというようなところにお金が使われるべきではないかなと思うのです。もちろんコロナ後の森町の観光というものもあるかもしれませんが、今はそれではないのかなと考えますが、どうでしょう。

議長
産業課長

(中根 幸男 君) 長野産業課長。

(長野 了 君) 産業課長です。新型コロナウイルス感染症対策ということで、いろいろ町として国の交付金を有効活用して、

いろいろな施策を打っていると考えております。その中で、産業課としては、この町民の森というものを平成9年から14年までに整備しました。それから、20年近く経っているところでございます。毎年予算を計上させ、お認めいただいて、整備を進めているところでございますけども、やはりこれだけ年数が経てばいろいろなところに不備が出てきているというところでございます。そういったことも踏まえて、いずれにしましても今後整備をしなければいけない部分というところもでございます。先ほど申し上げましたように、新型コロナウイルスの影響を受けているものはいろいろな分野にわたり、また、いろんなことが影響を受けているわけでございますけれども、町として色々な政策を考える際に、町全体の活性化という意味では、こういった国の交付金を有効活用して、そういった整備を進めて森町の活性化につなげるということも重要なことであると考えて、予算を要求させていただいているところでございます。以上です。

議 長
保健福祉
課 長

(中根 幸男 君) 平田保健福祉課長。

(平田 章浩 君) 保健福祉課長です。フレイル対策のこの事業につきまして、参加の見込みですけども65歳から70代の高齢者4,000人ほどいらっしゃいます。そのうちの、大体80パーセント程度の3,100人程度を参加していただきたいと考えております。

それから、非常用発電機でございますけども、燃料についてはLPガスを使うものでございまして、移動式ではなく移動しない固定のものを施設に設置して固定をするといった非常用発電機です。先ほども言いました、72時間以上事業が継続できる発電機といったものでございます。

それから、最初の質問でお答え忘れて申し訳ございませんでしたけども、施設の規模です。認知症のグループホームにつきましては、ユニットが2つございまして、定員は18人の施設でございます。それから、小規模多機能型の施設につきましては、登録定員が29名以下の施設になります。小規模多機能ですので、通いがあり泊まりがあり、といったいろんなサービスを一つの事業所で提供しているも

のでございます。以上です。

議長

(中根 幸男 君) 他に質疑はございませんか。

12番、亀澤進君。

12番議員

(亀澤 進 君) 16ページ、8款の土木費です。こちら、それぞれ建設課の方で見込み額より内示が多かったということで増えているわけですが、それぞれの防災安全交付金。これ、太田川右岸2号線、また、新田赤松線。こちらが結果的に、当初、例えば太田川右岸2号線舗装整備については、距離が90メートル、10,500千円。それがこれにより、どれだけの距離になるのか。また、新田赤松線についても、当初Lが45メートル、63,596千円だったものが、これによりどれだけの進捗を図れるのか。

それとその下の橋梁、掛井橋。こちらも当初15,500千円だったのに対して、7,200千円の補正ということで、これにより橋梁長寿命化工事については終了するのか、進捗は何パーセントぐらいになるのか。説明をお願いします。

あと歳入ですけど、8ページ、ヤマハ発動機、株式会社ヤマハ。こちらから毎年のように100万円の寄付をいただいているわけですが、これが今回で何回目になって、いくらぐらいになったのか。それと、この寄付金の利用はこれまでどのように活用されてきたのか。

それと、その下のふるさと応援基金繰入金。これが県からの補助金が入るということで、減額ということでございますが、この5,000千円分を別の事業に使うよう考えているのか。以上、説明をお願いします。

議長

(中根 幸男 君) 中村建設課長。

建設課長

(中村 安宏 君) 建設課長です。ただいまの亀澤議員のご質問にお答えします。15・16ページの、各事業における当初の計画との比較というご質問だったと思います。まず、一番上の0003防災安全交付金、舗装の修繕ということでございます。場所につきましては、太田川右岸2号線です。太田川の右岸側の、堤防道路の下飯田橋から市場橋までの区間の舗装の打替えの事業でございます。当初

は下飯田橋から南に90メートルほどということで、612平米。金額にしまして、10,500千円を計上させていただきました。内示で見込みを上回る金額をいただきましたので、その分を補正させていただきました。下飯田橋から南に490メートルが施工できるというような見込みとなりました。面積は3,283平米、予算的には補正後で47,000千円を計上させていただいております。

それから、その下の0004新田赤松線の関係、交通安全対策事業の工事費の進捗について。先ほど公有財産と補償については説明させていただきましたので、省略をさせていただきますが、工事について当初との比較ということでございます。当初は、先ほど亀澤議員のご質問の中にもありましたけれども、施工延長40メートルの中で、道路側溝40メートルの中で、片側のみ40メートルを計画しておりました。それから、新田赤松線のこの事業に関しましては、エリアを定めまして、エリア内の交通安全対策という事業になります。この新田赤松線の整備費の他に、森小学校を中心としたエリアの交差点の着色による注意喚起。それから、路側にグリーンベルトを設置・着色して、交通安全を図るというような事業もあります。交差点の着色につきましては、当初2か所を予定しておりました。それから、グリーンベルトの設置につきましては、延長70メートルを予定しておりました。今回内示を受けまして、施工延長については、すみません先ほど40メートルと申しましたけど、45メートルの誤りでございました。補正後の延長につきましては、変わりません。ただ、側溝を両側に設置するように変更させていただきます。そのことによりまして、隣地との境界に擁壁が必要になりますので、擁壁の設置。それから、交差点の着色は2か所変わりません。グリーンベルトの設置につきましては、70メートルを追加して、合計で140メートルの区間を施工するというような計画をしております。

次に、その下の橋梁維持改良費の0001道路メンテナンス事業、橋梁長寿命化の事業につきましては、場所は掛井橋の補修になります。これにつきましては、平成27年に道路法に基づく定期点検をした結

果、二判定、予防保全が必要な橋梁ということになりましたので、今回補修を行う事業であります。当初は伸縮装置の取替、舗装をやりまして、来年度にかけて2か年計画で行う予定でありまして、11,500千円の予算でございました。今回の補正によりまして、伸縮装置の取替、舗装に加えまして、桁の断面修復、それからひび割れの補修を追加をさせていただいて、合計で18,700千円の予算となっております。これで、2か年で計画しておりましたけれども、今の計画では1年、今年度で終了するという見込みでございます。

町全体の橋梁の補修、修繕工事の状況でございますけれども、平成26年から法定の定期点検を開始しました。ちょうど全部で286橋あります。5年間で一度の点検ということですので、30年度で一巡しました。それで、何らかの不具合があるというような橋梁が20橋ございました。そのうち、昨年度までに17橋は補強が完了しております。残りの3橋につきましては、今年度掛井橋を含めて、杭瀬ヶ谷橋、それから159号橋という橋が円田地内にあります。その3橋を補修して、今年度中に完了という計画であります。以上です。

議 長
企画財政
課 長

(中根 幸男 君) 佐藤企画財政課長。

(佐藤 嘉彦 君) 企画財政課長です。亀澤議員の2番目と3番目のご質問にお答えをいたします。2番目の質問、教育費の寄付金ということでございますけれども、基金の残高、あるいは基金の使途というご質問でございますので、私から回答を差し上げたいと思います。まず、スポーツ振興基金の関係でございますが、これについては平成20年度に基金を設置しております。町民のスポーツ振興、あるいは普及に要する経費に充当するための基金ということでございます。これ以来、途中2回ほど大会が中止になっておりますので、令和3年度で12回目の寄付ということになります。途中2回の大会の中止につきましては、23年度に東日本の震災の関係、昨年度はコロナ関係で中止になってるという関係で、今回で12回目の寄付をいただいているということでございます。

そして、積立については今回で11回目になります。積み立てしな

い一回分がございすけども、これにつきましては平成27年度の合併60周年記念事業のオープニングイベント、これの経費で直接充当したということから、一回分少ない積立は11回目ということでございす。令和2年度末のこの基金の現在高につきましては、820万5,000円ということになっております。

それから、これまでの基金の取り崩しの実績でございすけども、平成29年度にランニングマシンを1台、162万円ほど。それから、令和元年度に入りまして、腹筋台19万8,000円。いずれも総合体育館の備品ということで、そちらの経費で充当していると。ちなみに、令和3年度については備品ということではなく、いわゆる全国大会に出場するときの補助金等へ充当していくということで、11万ほど予算で計上しているということでございす。

続きまして、ふるさと基金の関係で、5,000千円繰入れを減額したけれども、それを別の事業の財源に振り替えられないかというご質問でございす。ふるさと応援基金の取り崩す充当先でございすけども、令和3年度につきましては、5事業に対して当初予算で22,852千円という金額で、取崩しを予算計上しております。具体的に申せば、観光誘客の推進事業であるとか、新たな魅力創出、ふるさと会の交流事業、それから今回議案にも出ております住もうよ新婚さんの応援応援金、それから情報アドバイザー等委託料ということで、合計で22,852千円。この中の一部の5,000千円については、今回他に県単独の補助金という財源手当ができたことから、減額をす。基金の繰入金を減額するというところでございす。この5,000千円の減額については、現時点では他の事業の財源に振り当てるといふ予定はございせんけども、このふるさと納税の趣旨というものを踏まえて、今後寄付者と一緒になって取り組めるような事業が出てくれば、その時に充当は考えていきたいと考えているところでございす。以上です。

議長 (中根幸男君) 12番、亀澤進君。

12番議員 (亀澤進君) 詳しい説明をいただきました。16ページ、

太田川右岸2号線。こちらについては、今まで少しずつやっているとなかなか継ぎ目が多くなって、あんまり綺麗に仕上がらないなど。今回45メートルが490メートル、ここまで一気にやっていただければ綺麗にできるのかなと思っているところです。

それと、新田赤松線。こちらに進捗することは大変ありがたいことで。それこそ児童輸送のバス、それも将来的に森小のすぐ近くに來れるようになれば、大変子供にとっても安全安心につながるのかなど。そのように期待をしているところですので、できるだけ早い進捗するような期待をしますところでは。

先ほどグリーンベルトというお話がありましたが、400何メートルでしたっけ。こちらは、このグリーンベルトをやる場所というのはどこになるのでしょうか。ここをもう一度聞かせていただいて。他の事については了解ですので、どこにグリーンベルトを敷くのか、教えてください。

議 長
建設課長

(中根 幸男 君) 中村建設課長。

(中村 安宏 君) 建設課長です。亀澤議員の2問目でございますけれども、グリーンベルトの場所というご質問です。グリーンベルトの設置場所については、路線名で言いますと、新町一号線という路線になります。具体的な場所につきましては、秋葉バスサービスから東側に白羽屋さんの交差点があると思っておりますけれども、そこまでの区間70メートル。プラス、秋葉バスサービスから北に向かって、堤防の県道の一段下の道があると思っておりますけれども、そこが天宮新町線という路線になります。その路線について70メートルほど。合計140メートルの施工をするということで計画をしております。以上です。

議 長

(中根 幸男 君) 他に質疑はありませんか。

9番、吉筋恵治君。

9番議員

(吉筋 恵治 君) 11・12ページの、3款1項4目、老人福祉費。先ほど来出ております、災害に対する自家発電機。おおよそ概要が分かりましたが、少しだけ残った分からない点だけお尋ねしま

す。この事業は元々あった事業なのか、最近できた事業なのか。というのは、一件7,730万円上限、国が10分の10と大変ありがたい良い事業でございます。先ほど来指定の6事業者、そのうちの2軒にということですが、いろいろな縛りがあると思いますが、できるならばそういった事業施設全部に配置されるといいなど。ちょっと今後のことも含めて、元々あった事業かお尋ねをします。

それから、この発電機は72時間LPガスで持つということですが、この2事業所の施設の電気を全て賄えるものなのか、それとも一部なのか。その点をお伺いします。

もう一点は、同じく3款2項1目、児童福祉総務費で、先ほど来出ておおよそ分かりましたが、低所得者への事業というのはこれまでもこの数年あったわけですが、このコロナの関係で、今までの低所得者の方以外に、この1年コロナの影響によっていろいろ低所得の方が増えたと思うのですが、それまでとこの1年、どのくらい増えたのか。おおよそ分かるのか影響がどのくらい出てるのか。分かれば教えていただきたい。以上です。

議長 (中根幸男君) ここで、しばらく休憩をします。

(午後 0時02分 ~ 午後 0時59分 休憩)

議長 (中根幸男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

平田保健福祉課長。

保健福祉課長 (平田章浩君) 保健福祉課長です。吉筋議員の質問にお答えをさせていただきます。非常用発電機の補助事業の制度はいつからあったのかという質問ですけれども、昨年度の令和2年度当初にはございました。令和元年度の当初にはありませんでしたので、令和元年度の補正で始まったのか、令和2年度の当初から始まったのかということで、ここ1・2年で始まった制度でございます。

もう一つの質問が、二施設とも全ての施設内の電源を賄えるのかという質問でございます。動力、エアコン、それから吸引器などの医療機器などの生命に関わる部分については、通電するようになります。それ以外の部分については通電しない部分もありますので、

全館ではございません。

それから、子育て世帯の生活困窮者の増加を把握しているかという質問が三点目で行いました。これについては、こちら保健福祉課、それから社協において、生活困窮の相談を受け付けております。子供に関する質問について、実績を令和元年度と令和2年度比較をしますと、若干増えてはおりますけど、それが新型コロナの影響なのかどうなのかというところまでは、把握をできていないといった状況でございます。以上です。

議長 (中根幸男君)他に質疑はありませんか。
(発言する者なし)

議長 (中根幸男君)「質疑なし」と認めます。

日程第9、議案第51号「令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長 (中根幸男君)「質疑なし」と認めます。

日程第10、議案第52号「令和3年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長 (中根幸男君)「質疑なし」と認めます。

ここで、しばらく休憩をします。

(午後1時02分～午後1時06分 休憩)

議長 (中根幸男君)休憩前に、引き続き会議を再開します。

日程第11、「静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条第2項の規定により、町議会議員区分から4人を選出する

ことになっております。

このたび、町議会議員から選出すべき議員のうち、1人の欠員が生じたため、その補充のため候補者を募ったところ、候補者が2人となり選出すべき定数を超えたため、投票による選挙が行われるものです。

この選挙は、広域連合規約第8条第4項の規定により、すべての町議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、森町議会会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこで、お諮りします。

選挙結果については、森町議会会議規則第33条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを広域連合に報告することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (中根 幸男 君) 「異議なし」と認めます。

よって、選挙結果の報告については、森町議会会議規則第33条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを広域連合に報告することに決定しました。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

議長 (中根 幸男 君) ただいまの出席議員数は、12人です。

次に、立会人を指名します。

森町議会会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に加藤久幸君、中根信一郎君及び吉筋恵治君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

(投票用紙の配布)

議長 (中根 幸男 君) 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

議 長 (な し)
(中根幸男 君) 「配布漏れなし」と認めます。
投票箱を点検します。

議 長 (投票箱の点検)
(中根幸男 君) 「異常なし」と認めます。
ただいまから、投票を行います。
事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

事務局長 (花嶋 亘 君) ただいまから点呼しますので、順番に投票願います。

議 長 (点 呼)
(投 票)
(中根幸男 君) 投票漏れは、ありませんか。

議 長 (な し)
(中根幸男 君) 「投票漏れなし」と認めます。
投票を終わります。
開票を行います。
加藤久幸君、中根信一郎君、吉筋恵治君開票の立会いをお願いします。

議 長 (開 票)
(中根幸男 君) 選挙の結果を報告します。
投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票です。
有効投票のうち藤井要君8票、増山勇君4票、以上のとおりです。
議場の出入口を開きます。

議 長 (議 場 を 開 く)
(中根幸男 君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。
次回の議事日程の予定を報告します。
6月23日午前9時30分、本会議を開会し、一般質問を行います。
本日は、これで散会します。

(午後 1時19分 散会)